

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について (平成20年12月26日)

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災及び兵庫県のカラオケボックスにおける火災を受けて、認知症高齢者グループホーム等については、平成19年6月の消防法施行令の改正により、また、カラオケボックスについては、平成20年7月の消防法施行令の改正、及び病院・有床診療所については、平成25年12月の消防法施行令の改正によりそれぞれ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられるとともに、設置・維持に関する技術上の基準が新たに制定されました。

省令・告示の制定

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について
平成20年12月26日総務省令第156号…公布（平成25年12月27日総務省令第127号、省令の一部を改正する省令…公布）
（平成26年10月16日総務省令第80号、省令の一部を改正する省令…公布）

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準
平成20年12月26日消防庁告示第25号…公布

特定火災通報装置の基準

平成20年12月26日消防庁告示第29号…公布（平成26年10月16日消防庁告示第24号、火災通報装置の基準の一部を改正する件…公布）

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準概要

設置可能な防火対象物

平成20年総務省令第156号（平成25年12月27日総務省令第127号及び平成26年総務省令第80号にて改正）で定義されている特定小規模施設

特定小規模施設とは

- ①令別表第1(2)項ニ又は(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)（病院、有床診療所、有床助産所）※1(6)項ロ、(6)項ハで利用者を入居又は宿泊させるものに掲げる防火対象物で、延床面積が300㎡未満のもの（特定1階段等防火対象物は除く）
- ②令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、延べ床面積300㎡未満でかつ、①に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満のもの（特定1階段等防火対象物を除く）
- ※1 H27.4.1～H28.3.31までは(6)項イで利用者を入居又は宿泊させるもの

特定小規模施設用自動火災報知設備とは

特定小規模施設で火災が発生した場合において、当該火災発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

特定火災通報装置とは

ハンズフリー機能を有する火災通報装置で、延べ面積500㎡未満の令別表第1(6)項イ(1)～(3)（病院、有床診療所、有床助産所）※2又は(6)項ロに掲げる防火対象物に設置できるもの

※2 H28.4.1より追加

警戒区域

- ①一の警戒区域の面積は600㎡以下。（主要な出入り口から見通すことができる場合は1,000㎡以下）
- ②一辺の長さは50m以下。
- ③警戒区域は原則として階ごととする。（階段・傾斜路・エレベータ昇降路・リネンシュート・パイプダクトその他これらに類するものは除く）但し、500㎡以下の場合は2の階にわたることができる。

感知器設置基準

感知器は次に掲げる天井又は壁の屋内に面する部分に有効に火災を感知することができるよう設ける。

- ①居室および2㎡以上の収納室
- ②倉庫、機械室その他これらに類する室
- ③階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（令別表第1(2)項ニに関わるものに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る）

感知器設置位置

- ①差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は壁若しくは梁から0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分または天井から0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- ②煙感知器は壁若しくは梁から0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分または天井から0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- ③熱煙複合式の感知器は壁若しくは梁から0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分または天井から0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- ④廊下、通路、階段、傾斜路等を除き、感知区域ごとにその種別および取付け面の高さに応じて、規則23条第4項第3号口および第7号ホの表で定める床面積で設けること。

受信機の設置

- ①防災センター等とする。防災センター等に類する場所がない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。（廊下など）
- ②令別表第1(2)項ニが存する防火対象物には再鳴動機能付の受信機が必要。
- ③連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一の場合には受信機を設けないことができる。

地区音響装置の設置

受信機を設置する場合は地区音響装置を設けること。ただし、受信機がP(GP)型2級1回線の場合は不要とする。(施行規則24条5号関係)

また、地区警報は任意の場所で65db以上の音圧が必要となり、暗騒音が65db以上の場合は、次のいずれかの措置を行なうこと。

- 1)暗騒音より6db以上強くなるように確保されていること。
- 2)火災時に警報装置の音以外の音が自動又は手動で停止できること。

発信機の設置

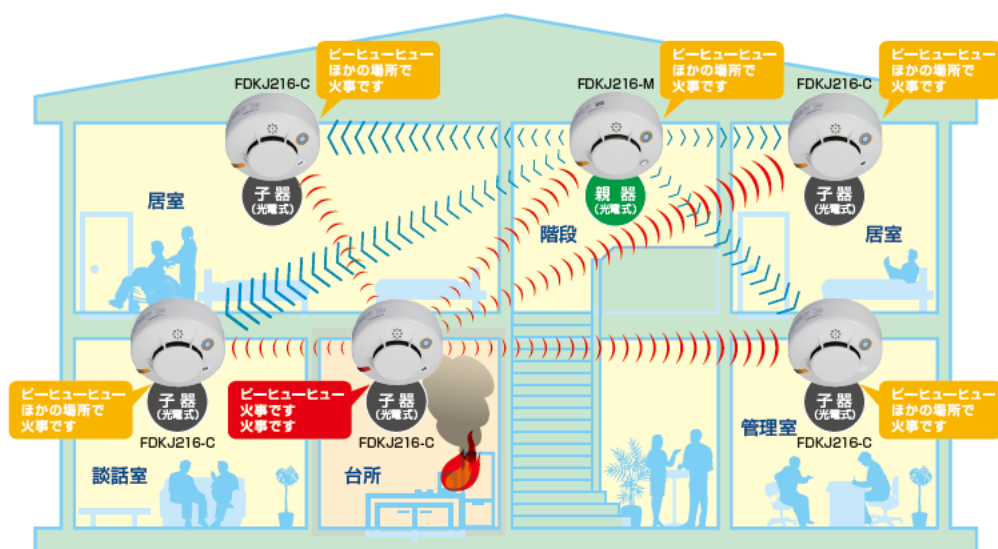
受信機を設置する場合は発信機を設けること。ただし、受信機がP(GP)型2級受信機1回線の場合は不要。(施行規則24条8の2号関係)

非常電源

特定小規模施設用自動火災報知設備には非常電源を設けること。

連動型警報機能付感知器

受信機、地区音響装置、発信機を設けず、連動型警報機能付感知器を設けることができる。ただし、感知器の設置基準は前述とおりとし、電池式の場合は当該電池を非常電源とすることが出来る。



|||||: 感知元の感知器（子器）からの連動信号（一次通信） >>>>>: 感知器（親器）からの転送連動信号（二次通信）

注）電波到達距離は、障害物のない場所での水平見通し距離が約100mです。使用する場所の環境や建物の構造・建材などにより電波到達距離は短くなります。